M０１８　有床義歯
　1　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　550点
　　ロ　５歯から８歯まで　676点
　　ハ　９歯から11歯まで　900点
　　ニ　12歯から14歯まで　1,310点
　2　総義歯（１顎につき）　2,060点
M０１９　熱可塑性樹脂有床義歯
　1　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　670点
　　ロ　５歯から８歯まで　900点
　　ハ　９歯から11歯まで　1,120点
　　ニ　12歯から14歯まで　1,750点
　2　総義歯（１顎につき）　2,780点
M０２０　鋳造鉤（１個につき）
　1　双歯鉤　224点
　2　両翼鉤　208点
M０２１　線鉤（１個につき）
　1　双歯鉤　200点
　2　両翼鉤（レストつき）　140点
　3　レストのないもの　120点
M０２２　フック、スパー（１個につき）　96点
M０２３　バー（１個につき）
　1　鋳造バー　430点
　2　屈曲バー　240点
　注　鋳造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、所定点数に60点を加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M０２４　臼歯金属歯（１歯につき）　12点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M０２５　口蓋補綴、顎補綴（１顎につき）
　1　印象採得が困難なもの　1,500点
　2　印象採得が著しく困難なもの　4,000点
　注１　義歯を装着した口蓋補綴又は顎補綴については、所定点数に区分番号M０１８に掲げる有床義歯から区分番号M０２３に掲げるバー及び区分番号M０２６に掲げる補綴隙の所定点数を加算した点数とする。
　　2　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
（その他の技術）
M０２６　補綴隙（１個につき）　30点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M０２７及びM０２８　削除

（修理）
M０２９　有床義歯修理（１床につき）　220点
　注１　新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して６月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
　　2　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
　　3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった日から起算して２日以内に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算として、１床につき所定点数に20点を加算する。
M０３０　有床義歯内面適合法
　1　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　205点
　　ロ　５歯から８歯まで　250点
　　ハ　９歯から11歯まで　340点
　　ニ　12歯から14歯まで　540点
　2　総義歯（１顎につき）　750点
　注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
M０３１　削除
M０３２　帯環金属冠修理（１歯につき）
　1　金合金冠　60点
　2　その他の合金冠　40点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M０３３　金合金鉤修理（１個につき）　50点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
M０３４　歯冠継続歯修理（１歯につき）　70点
　注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
M０３５からM０４０まで　削除
　第２節　削除
　第３節　特定保険医療材料料
区分
M１００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数
　注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。
第13部　歯科矯正
通則
　1　歯科矯正の費用は、特に規定する場合を除き、第１節の各区分の所定点数及び第２節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。
　2　この部に掲げられていない歯科矯正であって特殊な歯科矯正の費用は、この部に掲げられている歯科矯正のうちで最も近似する歯科矯正の各区分の所定点数により算定する。
　第１節　歯科矯正料
区分
N０００　歯科矯正診断料　1,500点
　注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、治療計画書を作成し、患者に対し文書により提供した場合に算定する。